

(証券コード 9075)

平成29年6月28日

株主各位

広島県福山市東深津町四丁目20番1号

**福山通運株式会社**

取締役社長 小丸成洋

## 第69回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第69回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第1号議案** 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当金は、1株につき5円と決定いたしました。

**第2号議案** 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成29年10月1日を効力発生日として普通株式5株を1株に併合することと決定いたしました。なお、株式併合が承認可決されたことに併せて、平成29年10月1日より単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

**第3号議案** 取締役8名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に小丸法之、小丸成洋、熊野弘幸、長原永壽、日下真吾、石塚昌子、有田知徳（以上重任）、和田林道宜（新任）の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、日下真吾、石塚昌子、有田知徳、和田林道宜の4氏は、社外取締役であります。

**第4号議案** 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に平井浩一郎（重任）、藤田眞司（新任）の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、平井浩一郎氏は、社外監査役であります。

**第5号議案** 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上



※配当金のお支払いについて

第69期期末配当金は、同封の「第69期期末配当金領収証」により、取扱期間中（平成29年6月29日から平成29年7月31日まで）にお近くのゆうちょ銀行並びに郵便局（銀行代理業者）でお受け取りください。

なお、口座振込をご指定いただきました方には、同封の「配当金振込先ご確認のご案内」により、ご指定の口座をご確認ください。

## 株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、本定時株主総会において、平成29年10月1日をもって普通株式5株を1株に併合することをご承認いただきました。また、平成29年5月12日開催の取締役会の決議により、本株式併合が原案どおり承認可決されることを条件として、平成29年10月1日をもって当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決定しております。つきましては、当社株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、本株式併合及び単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

### 1. 株式併合後のご所有株式

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の当社株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ていたします。）となります。

株主様が証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

また、併合の前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

なお、効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様は、株式併合により全てのご所有株式が1株に満たない端数となり、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことも可能です。

### 2. 1株に満たない端数が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合により1株に満たない端数が生じた場合、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて金銭にてお支払いいたします。お支払金額は、平成29年12月上旬頃にお届出のご住所にお送りする予定です。

### 3. 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、次のとおり予定しております。

平成29年9月26日	現在の単元株式数1,000株単位での 売買最終日
平成29年9月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	株式併合及び単元株式数並びに発行 可能株式総数の変更の効力発生日
平成29年10月下旬	株主様宛株式併合割当通知の発送
平成29年12月上旬	端数処分代金の支払い開始

本件に関してのご不明な点がございましたら、お取引の証券会社又は下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
電話 0120-094-777 (通話料無料)  
受付時間 9:00～17:00 (土日・祝日を除く)

(ご参考)

定款の一部変更

会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めにしたがい、平成29年10月1日付で定款変更が行われます。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更後
第2章 株式  (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8億株</u> とする。	第2章 株式  (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億6千万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

以上